平成２７年（フ）第１９３号
千葉県八千代市勝田1259―６―106
債務者　佐藤　淳子
1　決定年月日時　平成27年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１９４号
埼玉県朝霞市根岸台２丁目３―53　コーポノモトＣ―201
債務者　大竹　由美
1　決定年月日時　平成27年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１９５号
埼玉県所沢市堀之内613―10
債務者　若林　紗樹（旧姓日紫喜・中村）
1　決定年月日時　平成27年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１９６号
千葉県柏市豊四季台４丁目１―85―109
債務者　濱川　潤一
1　決定年月日時　平成27年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１９７号
東京都練馬区東大泉５丁目27―５―202
債務者　高尾　美佳
1　決定年月日時　平成27年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１９８号
東京都清瀬市中清戸２丁目794―201
債務者　沢田　　純
1　決定年月日時　平成27年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１９９号
神奈川県横浜市神奈川区亀住町４―17
債務者　興梠千鶴子（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成27年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２０３号
東京都狛江市東野川１丁目23―２
債務者　小嶋菜保子
1　決定年月日時　平成27年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２３３号
東京都杉並区上井草３丁目18―25　第一青木ハウス
債務者　渡部　令子
1　決定年月日時　平成27年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２４１号
東京都練馬区南大泉４丁目39―30　メープル大泉学園Ｄ棟102
債務者　松下　雄三
1　決定年月日時　平成27年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２４２号
東京都江戸川区大杉５丁目30―２
債務者　大橋　眞一
1　決定年月日時　平成27年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２４７号
東京都町田市小山町875―２―102
債務者　内田　　敦（旧姓大庭）
1　決定年月日時　平成27年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２４８号
東京都東久留米市下里２丁目１―20
債務者　大喜多美香
1　決定年月日時　平成27年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２５０号
東京都中野区松が丘２丁目16―14　ソーニヤⅡ104
債務者　柳田　裕章
1　決定年月日時　平成27年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２６４号
東京都中野区中央１丁目43―18―1204
債務者　小都まゆみ
1　決定年月日時　平成27年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部